

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年7月29日

鳥取県立中央病院長 千酌 浩樹

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び予定数量

看護衣の賃貸借

看護師（准看護師を含む。）及び看護補助者ならびにエイドアシスタント（以下「看護師等」という。）1人につき看護衣4組

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 借入期間

令和7年12月1日から令和10年11月30日まで。ただし、賃貸借物品の準備は令和7年11月14日までに終えること。

(4) 納入場所

鳥取市江津730 鳥取県立中央病院

(5) 入札方法

入札書に記載する金額は、入札説明書に示す物品を看護師等が1日利用した場合の単価（洗濯加工代を含む。以下「利用単価」という。）とし、利用単価は、消費税及び地方消費税を含まない金額とすること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された利用単価をもって契約金額とし、各月の料金の請求に当たっては、利用単価に当該月の利用者数及び利用日数を乗じて得た額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）により請求するものとする。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続き開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申立てが行われた者でないこと。

(4) 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分がその他の賃貸のその他に登録されている者であること。

(5) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の14に定める基準に適合している者であること。または、財団法人医療関連サービスマーク振興会の規定する寝具類洗濯業務に係るサービスマークを受けている者であること。

(6) クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第3条第2項及び第3項の規定に適合している者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立中央病院事務局経営戦略課

4 入札手続等

(1) 入札の手続に関する問い合わせ先

〒680-0901 鳥取市江津730

鳥取県立中央病院事務局経営戦略課

電話 0857-26-2271（内線2776）

電子メール chuoubyouin@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問い合わせ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書等の交付方法

令和7年7月29日(火)から令和7年8月18日(月)までの間にインターネットの鳥取県立中央病院のホームページ(<http://www.pref.tottori.lg.jp/chuoubyouin/>)から入手するものとする。ただし、これによりがたい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び交付時間

令和7年7月29日(火)から令和7年8月18日(月)までの日(鳥取県の休日を定める条例(平成元年3月鳥取県条例第5号)に規定する日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

ただし、最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ

(4) 郵便による入札

不可とする。

(5) 入札の日時及び場所

ア 入札日時

令和7年8月29日(金)午後1時30分

イ 場所

鳥取県立中央病院 7階第会議室1

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者にあつては、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に令和7年8月18日(月)午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として利用単価に1(1)の看護師等の予定利用者数及び1(3)の借入期間の日数を乗じて得た金額に当該額の10パーセントに相当する額を加算した金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程(平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。)第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第112条の規定の例により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び財務規程、会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると鳥取県立中央病院長が判断した入札者であつて、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、

落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無
無

(5) その他
詳細は、入札説明書による。